

(令和 8 年 3 月 30 日改訂)

## 大分県農林水産部週休 2 日工事实施要領の運用 (農業農村整備工事・治山林道工事編)

### 1 対象工事（実施要領「3 対象工事」関係）

実施要領の「3 対象工事」に記載する特記仕様書は、別紙「週休 2 日工事特記仕様書記載例」によるものとする。

また、実施要領に記載する①～③の工事は以下のものを想定しているが、各所属の状況に応じ、適宜決定する。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事
  - ・ 夜間工事など、施工時間に厳しい制約がある工事
  - ・ 出水期における河川区域内工事
  - ・ 出水期までに工事を完成させる必要がある工事
  - ・ 供用開始日が決定している道路工事
- ② 緊急を要する工事
  - ・ 災害復旧における応急工事など
    - ※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。
  - ・ 河川の埋塞や全面通行止めの解除など、一刻も早い対応が必要な工事
- ③ その他発注者が指定する工事
  - ・ 地元条件等により、対象とすることが困難な工事
  - ・ 森林整備工事
  - ・ 標準工期が確保できない工事

### 2 実施内容（実施要領「6 実施内容」関係、監督員による確認事項等）

#### (1) 受注者による意思表示

- ① 当初予定価格から現場閉所型週休 2 日制、週休 2 日交替制の達成を前提として積算をした工事については、達成できなかった場合の変更減の概算額及びその場合に工事成績の減点を行わないことを説明すること。
- ② 週休 2 日交替制で発注した①～③の工事について、発注時に想定した理由を説明した上で、制約を解消する具体的な方法が提案され、受発注者協議が整った場合に限り、現場閉所型週休 2 日制に変更することを可能とする。
- ③ 現場閉所型週休 2 日制で発注した災害の本復旧工事について、制約等により現場閉所の実施が難しい場合は、事前に受発注者協議が整えば交替制に変更することを可能とする。
- ④ 「完全週休 2 日制」の実施の意思表示について、受注者に確認を行うこと。なお、実施する場合は受注者から書面で報告を行うこと。

#### (2) 計画工程表の提出

- ① 工期内に収まっているか確認する。
- ② 実施要領に適合しているか確認する。

- ③ 計画工程表が、実施状況をフォローアップできるようなものとなっているか確認する。

### (3) 看板等による表示

- ① 工事看板と同様に、一般の方に分かるような表示をするよう指導する。
- ② 写真等により、記録を残すよう指導する。

### (4) 実施報告

- ① 受注者から提出された実施報告資料により確認する。
- ② 疑義がある場合には、作業日報、出勤簿等により確認する。

### (5) 休日の変更

#### 受注者の責によらず行う休日作業

受注者の責によらず行う休日作業の例を以下に示すが、適宜必要と判断されれば認めることとする。

- (ア) 関連工事等（分離発注した工事、下請工事等）との工程調整の結果、休日作業が必要な場合
- (イ) 道路使用許可条件や地元要望のため、休日作業が必要な場合
- (ウ) 天候不良

なお、予定している現場閉所日に作業を行う必要が生じた場合は、以下の期間内で振替後の現場閉所日が確保できれば認めるものとする。

- ・ 現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内
- ・ 現場閉所型完全週休2日制：同一週内（日曜日～土曜日）

### (6) 達成の判断

発注者は、受注者から提出された実施報告により、現場閉所、休日の状況を確認し、判断するものとする。

### (7) 監督員の対応

- ① 変更指示等により、工期変更の必要が生じた場合の取り扱い
  - (ア) 発注者は、変更予定工期が変更後の工事量に見合う日数となっているか精査した上で、受注者と協議し、合意を得た後、変更計画工程表を提出するよう指導する。
  - (イ) 提出された変更計画工程表が実施要領に適合しているか確認する。
- ② 実施報告により予定している休日の取得が確認できない場合や、受注者から週休2日工事の継続ができない旨の申し出があった場合には、速やかに受発注者間で中止の確認を行う。
- ③ 週休2日の取組を行う中で、契約工期（工期の変更が発生する場合は、協議した変更予定工期）内に工事が完了できないことが確認された場合、速やかに受発注者間で協議を行い、対応を決定する。なお、この場合、週休2日は達成できなかったものとし、労務費等の補正は減額することとする。

## 別紙「週休2日工事特記仕様書記載例」

### (1) 現場閉所型週休2日制（月単位）

第○条 現場閉所型週休2日工事（月単位）（週休2日前提積算）

- 1 本工事は、現場閉所型週休2日制（月単位）の対象工事である。
- 2 現場閉所型週休2日制（月単位）における「週休2日」とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上となるように現場閉所日を定め、現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。
- 3 施工計画書提出時において、受注者から対象期間の全ての土日に現場閉所を行う「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示があった場合には、「現場閉所型完全週休2日制」に変更できるものとする。
- 4 本工事は、当初の予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率）に乗じているが、施工後に休日の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数に変更するものとする。また、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。
- 5 実施の有無は受発注者の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出に合わせ、「週休2日」、「完全週休2日」の実施の意向を書面により監督員に報告すること。
- 6 実施にあたっては、『大分県農林水産部週休2日工事実施要領（農業農村整備工事・治山林道工事編）』によること。  
大分県ホームページ内  
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/syuukyuuhutuka.html>) に掲載している

### (2) 週休2日交替制（月単位）

第○条 週休2日交替制工事（月単位）（週休2日前提積算）

- 1 本工事は、週休2日交替制（月単位）の対象工事である。
- 2 週休2日交替制における「週休2日」とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日率が28.5%（8日/28日）以上の休日確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。
- 3 施工計画書提出時において、受注者から対象期間の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の休日確保する「完全週休2日交替制」の実施の意思表示があった場合には、「完全週休2日交替制」に変更できるものとする。
- 4 本工事は、当初の予定価格から月単位の週休2日交替制の達成を前提とした場合の補正係数を各経費（労務費、現場管理費率）に乗じているが、施工後に休日の達成状況を確認後、完全週休2日交替制を達成した場合は、完全週休2日交替制の補正係数に変更するものとする。また、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。

- 5 実施の有無は受発注者の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出に合わせ、「週休2日」、「完全週休2日」の実施の意向を書面により監督員に報告すること。
- 6 受注者は、現場代理人の不在時に工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を定め、施工計画書等により、あらかじめ届け出るものとする。なお、連絡員は受注者と直接的な雇用関係を有する者とする。
- 7 作業期間中に現場代理人が、休暇を取得するため不在となる間については、連絡員を当該工事現場に常駐させること。
- 8 実施にあたっては、『大分県農林水産部週休2日工事実施要領（農業農村整備工事・治山林道工事編）』によること。

大分県ホームページ内

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/syuukyuuhutuka.html>) に掲載している